

富士河口湖町高齢者外出支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者が町内を運行する路線バス又はタクシー（以下「バス等」という。）を利用する場合に、バス等料金の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容は、次条に規定する利用者が、バス又はタクシー利用助成のどちらか一方を選択し、バスにおいては富士急山梨バスが発行しているシルバー定期券 1 年用（以下「定期券」という。）を購入するために助成し、タクシーにおいては町長が指定した一般乗用旅客自動車運送業を営む法人（以下「タクシー事業者」という。）が運行の用に供しているタクシーを利用する際に助成する。

(利用者)

第 3 条 この事業を利用できる者（以下「利用者」という。）は、本町に住所を有する 75 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当し、世帯分離しているが同居する 75 歳未満の親族がいない者とする。ただし、町重度心身障害者等福祉タクシー利用料金の助成を受けている者、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 162 号に規定する自動車税及び同法第 454 条に規定する軽自動車税の減免を受けた者、山梨県心身障害者自動車燃料費助成事業の助成を受けた者並びに申請者及びその世帯の者が自動車を所有し、現に自動車を運転する者を除く。

- (1) 一人暮らし世帯
- (2) 75 歳以上の高齢者のみ世帯
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が特に認める者

(申請等)

第 4 条 この事業の助成を受けようとする者は、富士河口湖町高齢者外出支援事業利用承認申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく助成期間は、申請月の翌月からとし、有効期間は 1 年間とする。また、利用者は引き続き助成を受けようとする場合は、期間満了までに更新申請をして承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、富士河口湖町高齢者外出支援事業利用承認可否決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(助成額及び助成限度)

第 5 条 助成額について、バスにおいては、定期券を購入する費用の一部に助成を行うものとし、限度額は 17,520 円とする。タクシーにおいては、利用 1 回につきタクシー事業者が認可を受けている中型タクシーの初乗運賃の額（以下「初乗運賃等」という。）とし、

助成の対象となる利用回数限度は、年 24 回とする。

(定期券の購入)

第 6 条 富士河口湖町高齢者外出支援事業利用承認可否決定通知書により決定を受けた利用者は定期券を購入する際、町で発行する引換券と年齢が確認できる身分証明書を富士急山梨バス会社窓口に掲示し、個人負担分の金額を追加して定期券を購入する。

(タクシー乗車券の交付)

第 7 条 町長は、利用者にタクシー乗車券（様式第 3 号）（以下「乗車券」という。）を交付する。

2 乗車券の交付枚数は、交付決定した日の属する月からその年度の 3 月までの月数の 2 倍した数とする。

(定期券、乗車券の利用方法)

第 8 条 利用者は、定期券を利用するときは、降車時に定期券を乗務員に提示しなければならない。乗車券を利用するときは、降車の際、乗車券に必要事項を記入の上、タクシーの運転手に手渡し、タクシー料金メーター表示額から迎車を含む初乗り運賃等を控除した額を当該運転手に支払うものとする。

(助成金の支払)

第 9 条 定期券を販売した富士急山梨バス及び乗車券を受け取った町と契約しているタクシー事業者は、助成金を毎月末締めにて翌月 10 日までに町長へ請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受理したときは、内容を審査のうえ、請求があった富士急山梨バス及びタクシー事業者に請求書を受理した月の末日までに助成金を支払う。

(保護者)

第 10 条 利用者が第 4 条に規定する申請及び定期券、乗車券の管理をすることができない事情があるときは、利用者を養護し、生計を一にしている者（以下「保護者」という。）が代わって当該申請及び定期券、乗車券の管理をすることができるものとする。

(資格喪失の届出)

第 11 条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用者又は保護者は、直ちに高齢者外出支援事業資格喪失届出書（様式第 4 号）に未使用の定期券及び乗車券を添えて町長に提出しなければならない。但し、定期券においては、払い戻しはしないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 本町の住所でなくなったとき、又は、町内に居住しなくなったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(紛失、破損等の届出)

第 12 条 利用者又は保護者は定期券又は乗車券を紛失し、破損し、若しくは汚損し、盗難にあったときは、速やかに、高齢者外出支援事業紛失・破損等届出書（様式第 5 号）により、破損し、又は汚損した場合はその定期券又は乗車券を添えて町長に提出しなけれ

ばならない。

- 2 町長は前項の届出があったもののうち、やむを得ないと認めるものには当該紛失し、破損し、若しくは汚損し、又は盗難にあった分の乗車券を再交付することができる。但し、定期券についての再発行は行わない。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第13条 利用者又は保護者は、定期券又は乗車券を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(定期券又は乗車券の返還及び停止)

- 第14条 町長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、定期券又は、乗車券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

- (1) 虚偽の申請により定期券又は、乗車券の交付を受けたとき。
- (2) 定期券又は、乗車券を不正に使用したとき。
- (3) その他、町長が、本告示の主旨に反していると認めるとき。

- 2 前項の定期券又は、乗車券の交付停止期間は、停止を決定した日の属する月から1年間とする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。